

2022年8月19日

三重労働局
局長 金尾 文敬 様

三重県労働組合総
議長 臼井
津市市寿町7-
Tel 059-223-

最低賃金改定決定に対する異議申出書

労働者の労働条件の向上、安全で安心した環境づくりにご尽力いただいていることに敬意を表します。

8月5日に三重県最低賃金審議会は31円引き上げ933円とする答申を三重労働局長に行いました。コロナ禍で厳しい経済状況・地域事情、人口動静など直面する問題を踏まえて、真摯に検討を積み重ねられたことに、貴職及び関係者各位のご努力に敬意を表したいと思います。

しかし今回の31円引き上げは、消費増税で経済が低迷し、新型コロナウイルスの7波に及ぶ感染拡大、ロシアによるウクライナ侵略戦争による原材料等の高騰、政府・日銀の無為無策による円高の進行による物価高騰が特に最低賃金近傍の労働者を直撃し非常に厳しい状況に追い込まれている労働者等には何の助けにもなりません。我が国は90年代以降、実質賃金も最低賃金も上がらずOECDの中で最下位グループにいます。この間、欧米では最低賃金を適切に上げ全体の底上げを図り経済の循環に目を向けています。日本でも最低賃金を他のOECD諸国並みに引き上げなければ、経済成長も見込めません。私たちの生計費調査では、安心して暮らせるためには少なくとも最低賃金時給1,500円以上が必要です。あわせて県内から最低賃金が高い県に労働者が移動するなど地域間格差の弊害をなくすために、私たちは全国一律の制度を強く求めてきました。

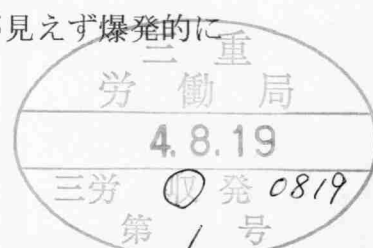
憲法が保障する、人たるに値するための賃金はいくら必要なのか。今回の改定で一步前進したとはとても言えず、残念ながら不十分といわざるを得ません。最低賃金改定決定に対し異議を申し出るとともに、さらなる引き上げを求めるものです。

1. 生活できる最低賃金の引き上げをお願いします。

今回の改定933円は、厚生労働省の算定基準である月173.8時間（正月も夏休みも祭日も休まない法定上限時間）働いたとして月約16万2155円、年収約194.5万円です。

上記収入では生計費をまかなうことも出来ず、働いてもまともな生活ができない年収200万円以下のワーキングプアや、収入を得るための長時間労働から抜け出すことはできません。

労働者は、社会保険等の負担増や2019年の消費税引き上げ、終息が見えず爆発的に



増加する新型コロナウイルス、異常な物価高騰により一層追いこまれています。

岸田首相は「骨太方針2022」で、全国加重平均1,000円をめざすとしましたが、今回の改定でも、当面1,000円への引き上げ目標達成ができません。

私たちの最低賃金時給1,500円以上の要求は、何とか貧困から抜け出す控えめな要求です。

憲法25条の生存権を守り、労働基準法第1条の人たるに値する生活保障や、最低賃金法第1条の精神に則り、労働条件の改善を図り労働者の生活の安定を実現するためにも改定の大幅な引き上げ、具体的に1,500円以上の検討を再考願います。

2. 地域間格差をなくす最低賃金の引き上げをお願いします。

今回の改定でも、地域間の格差は拡大したままです。過去にランク別目安で付けられた格差は、東京との格差、139円で縮まらず（愛知県とは53円、大阪とは90円）拡大は温存されたままです。特に愛知県との差は青年層の人口流出の大きな原因です。地域ごとの経済格差を助長しているのはA～Dのランク付けによる目安制度にあります。しかし私たちの調査では、各ランクの地域における最低生計費に差はありません。こうしたランク付けによる格差は、県内からの労働者の流失をまねき、地域の購買力を弱め、地域社会の活力を失うことにもつながります。

地域間格差の解消は喫緊の課題です。全国どこで働いても全国一律の最低賃金によって地域間格差をなくし、地域から労働者の移動を防ぎ、地域経済や地域社会をまもり発展させるために、全国一律最低賃金制度確立を強く求めます。

3. 中小企業対策を充実させて最低賃金引き上げをお願いします。

県内企業の9割以上をしめる中小企業への支援策は重要です。特に新型コロナウイルス、原材料費高騰により、中小企業は瀬戸際に立たされていると言えるでしょう。中小企業への直接的、スピード感ある支援策をとりながら最低賃金を改善することは、有効な景気刺激策と考えます。低所得層ほど消費性向は高く、身の回りの衣食関連財・サービスなど中小企業の得意とする商品を地域で購入する傾向が強いからです。社会保険料の事業主負担分の軽減（労働者に不利益が無いことが前提）や直接の中小企業への支援策を県や政府に求め、また下請二法の抜本的な改正により大企業が正当な下請代金を支払う規制の強化を求めます。中小企業の体力を高め、最低賃金の引き上げを図るようお願いします。

以上

2022年8月21日

三重労働局長 様

南勢ユニオン

書記長 奥野 忠

事務所 松阪市宮町282-7

三重地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書

1. 令和4年8月5日、三重地方最低賃金審議会から三重県の最低賃金について31円引き上げ933円にするとの意見が表明されました。しかし、31円では3.4%引き上げにしかならず、最近の物価高騰に全く追いついていません。年末にかけて多品目に渡る値上げが押し寄せる中、大幅な賃金引き上げが必須です。

諸外国では物価高騰の中、最低賃金が大幅に引き上げられていると言います。ドイツでは10月から1576円に、イギリスでは4月から1473円に、フランスでは5月から1425円になどです。(2021年平均為替レート)

2. 大都市圏と地方との格差の是正を図るべきです。令和3年度愛知県の最賃額は955円で、三重県よりも53円、年間にすれば11万円近くも上回っていました。これでは三重県からの労働力が流出し、人口減少が続くばかりです。全国一律最低賃金制の実現を要求します。

3. コロナ禍で中小企業の経営難が広がっており、賃金引き上げが困難な企業が少なくありません。中小企業の賃金引き上げを支援するため国の予算を大幅に増額し、社会保険料の事業主負担分を減免するなどして、最低賃金の大幅な引き上げが実現されるよう要求します。

4. 全国労働組合総連合の調査によれば、2021年度の最賃額では、最低限必要とする生計費の半額にしかならないと言います。最賃額の低い地域でも交通費や自動車の維持費などで生活費がかさみ、全国どこでも生活を維持するために最賃額が1500円程度を必要とします。最賃額1500円の早期実現をめざし、今年度の改訂では1000円とするよう主張します。

以上



三重一般発 22-52
2022年8月22日

三重労働局長
金尾 文敬 殿

三重一般労働組合 (コ
執行委員長 江川

最低賃金改定決定に対する異議申出書

三重地方最低賃金審議会がおこなった三重県の最低賃金を時給31円引き上げて933円にする答申に同意できません。だれでも8時間働けば人間らしく生活できる賃金とするため、三重県の最低賃金を時給1500円に引き上げることを要望します。

日本の労働者の半数近くが非正規雇用の労働者で占められており、ほとんどが時給労働者として働いています。その多くが最低賃金か、その近くの賃金で働いています。今では最低賃金は、かつてのようにアルバイトなど補助的労働の対価だけでなく、多くの労働者の生活を直接規定するものとなっています。

時給933円では、月167時間働いても15万5千円ほどです。手取りにすれば、14万円。これでは三重県でも1か月暮らしていきません。多くの労働者は1日2~3時間残業をし、ギリギリ生活を支えています。1日8時間以上働かなければ生活できる賃金を得ることができません。

三重県でも、自分の生活費を支払い、子供の教育費、老後のいくらかの貯えを考えたら、月25万円は必要です。時給にすれば1500円です。わたしたちは健康に働き、生きていくためにも最低でも時給1500円を必要としています。「最低賃金1500円」は8時間働けば人間らしく生活していける賃金です。「最低賃金1500円」を強く要望します。

また、中央審議会の「目安」どおりになったとすれば、隣の愛知県の最低賃金は986円になります。三重県との格差は53円です。月収にすれば8800円ほどの差になります。若者が三重県で働くよりも愛知県で働く方が得だ、と考えるようになり、若い働き手がますます都会に流出し、三重県の経済の弱体化につながります。この格差を少しでもなくすためには、さらなる引き上げが不可欠です。

今年も三重県の最低賃金を実質的に決める専門部会は非公開でおこなわれました。専門部会での自由な発言がそこなわれないようにという配慮があるといわれていますが、専門委員が自分の発言に責任を持っていれば、そんな配慮は無用です。専門部会を公開でおこなうよう配慮されることを要望します。

